【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】中国財務局長【提出日】2025年11月26日【会社名】ポエック株式会社【英訳名】Puequ CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 宏之

【本店の所在の場所】 広島県福山市南蔵王町二丁目 1番12号

【電話番号】 084-922-8551

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 吉本 貞幸

【最寄りの連絡場所】 広島県福山市南蔵王町二丁目 1 番12号

【電話番号】 084-922-8551

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 吉本 貞幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2025年11月26日開催の当社第37期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法 第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提 出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2025年11月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円

総額は316,726,200円

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年11月27日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款第20条の取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

経営体制強化のため1名を増員し、取締役として、来山哲二、寒川貴宣、三谷俊二、村本修、 吉本貞幸、佐藤宏之、大植伸、徐浩平、亀田泰広、石黒弘樹を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、本瓦益久、曽川俊洋、木村洋祐を選任するものであります。

第5号議案 会計監査人選任の件

PwCJapan有限責任監査法人を選任するものであります。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、当社代表取締役を退任されます松村俊宏氏に対し、その代表取締役在任中の功労に報いるため、退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	28,786	25	-	(注)1	可決 95.36
第2号議案 定款一部変更の件	28,782	29	-	(注)3	可決 95.35
第3号議案 取締役10名選任の件					
来山 哲二	28,545	266	-	(注)2	可決 94.56
寒川 貴宣	28,568	243	-		可決 94.64
三谷 俊二	28,641	170	-		可決 94.88
村本 修	28,544	267	-		可決 94.56
吉本 貞幸	28,645	166	-		可決 94.90
佐藤 宏之	28,547	264	-		可決 94.57
大植 伸	28,547	264	-		可決 94.57
徐 浩平	28,604	207	-		可決 94.76
亀田 泰広	28,681	130	-		可決 95.02
石黒 弘樹	28,672	139	-		可決 94.99
第4号議案					
監査役3名選任の件					
本瓦 益久	28,717	94	-	(注)2	可決 95.13
曽川 俊洋	28,720	91	-		可決 95.14
木村 洋佑	28,705	106	-		可決 95.10
第5号議案	00.000	4.10		(32) 4	T'+ 04 07
会計監査人選任の件	28,668	143	-	(注)1	可決 94.97
第6号議案					
退任取締役に対する退職慰労金贈呈	27,679	1,132	-	(注)1	可決 91.70
の件					

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上